

Weekly Report

第581号
令和2年12月14日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

令和3年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業の設備投資税制の見直し等……*投資促進税制は、対象事業に不動産業、物品賃貸業などを加える、*経営強化税制は、法改正を前提に経営資源集約化措置(仮称)が記載された計画に必要な設備を加える、*商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、来年3月末で廃止、*防災・減災投資促進税制は、対象設備の追加・除外などを行います。

◎所得拡大促進税制の見直し……適用要件を「雇用者(現行の継続雇用者に限らない国内雇用者)の給与等支給額」の増加割合が1.5%以上に見直します。また、税額控除率の上乗せ措置における要件も「雇用者の給与等支給額」の増加割合で判定します。

◎事業承継税制の特例の要件緩和……後継者が被相続人(先代経営者等)の相続開始直前に承継会社の役員でなくても、①被相続人が70歳未満でなくなった、又は②承継計画に特例後継者として記載されている場合は、本制度を適用できます。

◎個人版事業承継税制の対象資産の拡大……対象となる特定事業用資産に贈与者・被相続人(先代事

業者等)の事業の用に供された乗用自動車を加えません。

◎経営資源集約化税制の創設……経営強化法の改正を前提に、認定を受けて他法人の株式等を取得し、リスクに備えて準備金(取得価額の70%以下)を積み立てた場合に損金算入を認める制度を創設します。

◎土地の固定資産税等の据置措置……令和3年度の評価替え(3年ごと)により課税額が上がる土地は、前年度の税額に据置きます(令和3年度に限る)。

◎その他……*中小企業技術基盤強化税制の見直し、*地域未来投資促進税制の見直し、*同族会社が発行した社債の利子等の課税見直し、など。

実質無利子・無担保融資の売上要件の緩和

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、事業者が実質無利子・無担保融資が可能となる日本公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などや、民間金融機関による信用保証付融資を利用しやすくなるように、今月下旬から売上高の減少要件が緩和されます。

これにより、直近1ヵ月の売上高の比較に加え、「直近6ヵ月の平均売上高」の比較ができるようになります。

なお、実質無利子・無担保融資は、民間金融機関による融資が来年3月まで実施され、日本公庫等による融資は感染状況など踏まえ、当面は来年前半まで継続される予定となっています。

来年1月から地震保険料が改定

地震保険は、火災保険だけでは補償されない地震や噴火、これらによる津波を原因とする損害を補償する保険です。

保険期間の開始日(中途付帯日・自動継続日を含む)が来年1月1日以降となる地震保険契約から保険料が改定され、所在地(都道府県)や建物の構造で改定率は異なりますが、全国平均で5.1%の引上げとなります(3段階改定の3回目)。

また、長期契約(2~5年)に適用される割引率(長期係数)も改定されます。